

提出用写真についての留意事項

東御市空き家片付け事業補助金の申請及び実績報告には、空き家の片付け前後の状況が確認できる写真が必要です。

次の点に注意し、撮影をお願いします。

撮影時の注意事項

- 写真は、カラー印刷したもの又は写真データを提出してください。
- 片付け前と片付け後の状況が対比できるように撮影してください。
同じ場所・同じ角度から撮影すると、片付けの状況が分かりやすくなります。
- 撮影箇所、撮影内容などの説明を記入してください。
- 家財道具等が残っている部屋、物置、倉庫、屋外部分など、片付けを行う箇所ごとに撮影してください。
- 空き家全体の状況が分かるよう、建物の外観全景も撮影してください。
- 写真が不鮮明な場合や、片付け前後の状況が確認できない場合は、追加で写真の提出をお願いすることがあります。

1 補助金交付申請時に必要な写真

補助金の交付申請時には、片付けを行う前の状況が分かる写真を提出してください。

撮影例

- ・建物の外観全景
- ・居間、台所、寝室、廊下など、家財道具等が残っている箇所
- ・物置、倉庫、押し入れなど、処分する物がある箇所
- ・屋外に残置物がある場合は、その状況が分かる写真

2 実績報告時に必要な写真

片付け完了後には、申請時に撮影した箇所と同じ場所・同じ角度から、片付け後の状況が分かる写真を提出してください。

撮影例

- ・建物の外観全景
- ・片付けを行った部屋の完了後の状況
- ・物置、倉庫、押し入れなどの完了後の状況

問い合わせ先

東御市役所 企画振興部 企画振興課 移住定住・シティプロモーション係
電話 0268-64-5893 メール: iju@city.tomi.nagano.jp